

◎平成二十二年度歳入歳出の決算上の

剰余金の処理の特例に関する法律

(平成二十三年七月二十九日法律第八八号)

一、提案理由(平成二十三年七月二〇日・衆議院財務金融委 員会)

○野田国務大臣 たいま議題となりました平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、東日本震災の当面の復旧対策に万全を期すため、必要な財政措置を盛り込んだ平成二十三年度補正予算(第2号及び特第2号)を提出し、御審議をお願いしておりますが、当該補正予算において新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理について特例を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

財政法第六条第一項において、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または

借入金償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成二十二年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年七月二〇日)

○石田勝之君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度第二次補正予算の編成に当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成二十二年度の剰余金については適用しないこととするものであります。

本案は、昨七月十九日当委員会に付託され、本日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年七月二五日)

○藤田幸久君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度第二次補正予算を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成二十二年年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、決算上の剰余金による財源確保の在り方、東日本大震災に対処するための補正予算の編成方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年七月二五日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災による未曾有の被害からの着実な復旧・復興

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

が目下の最重要課題であることを踏まえ、更なる補正予算の編成に当たっては、財政規律にも配慮しつつ、本格復興に向けた施策の早急な具体化に万全を期すこと。

一 保有外貨資産の為替差損等により平成二十二年度の日本銀行の国庫納付金が予算額を大きく下回ったこと等を踏まえ、政府は、ファンダメンタルズを反映しない過度の為替変動への適正な対処に留意するとともに、日本銀行も適正な資産管理や効率的な業務運営を行いつつ、外貨資産の保有及びリスク管理の在り方について検討すること。

右決議する。